

広報ひこね



HIKONE



荒神山の蛇岩 (清崎町)

2003

10 / 1

特集 失われる「山」のはたらき 森林を取り巻く状況	2
みんなで考えよう 市町合併 第27回	6
ときの玉手箱 第86回	10
募集 市職員を募集します	12
情報掲示板 ご存じですか 介護保険料の減免制度	14
インフルエンザ予防接種のお知らせ	17
第51回 小江戸彦根の城まつり	20



鳥居本地区の人工林

ひこね21世紀創造プラン

市民がつくる
安心と躍動のまち
彦根

1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
4. 明日の彦根市を担う人を育(はくく)むまちづくり
5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

特集



失われる「山」のはたらき
森林を取り巻く状況

しばらく雨が降らないのに、いつまでも川の流が途絶えないのを見て、不思議に思ったことはありませんか。これは、川の上流の山々が降った雨をスポンジのように蓄え、徐々に川に流しているためなのです。森林の大切な役割の一つで、「かん養」と言います。

ほかにも、森林は、材木などを生産する場であったり、土砂災害を防いだり、安らぎを与えたりと、いろいろな役割を果たしています。彦根市でも、面積の26%、2,539haは森林で、その存在を忘れることはできません。

けれども、現在では、多くの森林で維持管理がされず、その役割を失いつつあるのが、全国的な状況です。木材の価格の低迷などによって、これまで大切に森林を守ってきた林業が衰退してしまっているのです。

このような状況のなか、彦根市では、森林資源や林道の整備、林業の担い手育成、学習の場としての森林の活用などを目的とした施策を展開しています。森林の役割が失われるということは、どういふことを意味するのでしょうか。

森林の果たしてきた役割と森林に対して私たちができることを考えるため、森林や木に携わる3人の方に登場していただきました。

彦根の林業いまむかし

林業 澤 増雄さん
(鳥居本町)

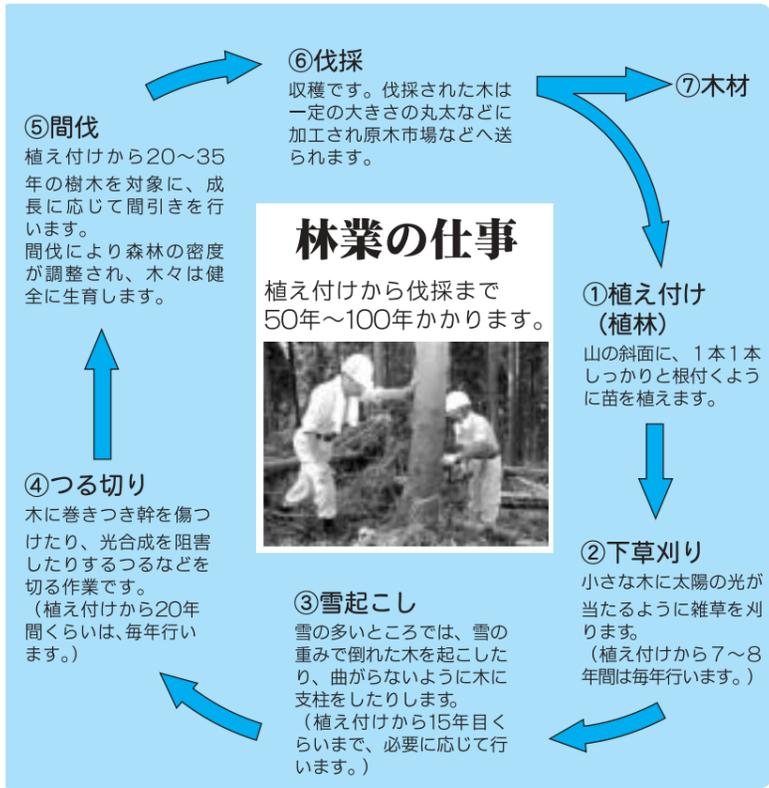


林業の歴史と現状

昭和30年代以前、戦後復興における建築材としての需要もあって、林業は農業や漁業と並ぶ大きな産業でした。市内の森林面積の大部分を抱える鳥居本地区でも、多くの木材が伐採、出荷され、植林や造林も盛んに行われていました。当時の家庭の

うに森林の手入れをすることが困難になってきたのです。森林を維持するには人の力が必要です。しかし林業で生計をたてるのが困難な現在では、働く人の賃金や、必要な機材などの維持費の負担の方が大きくなるため、働く人の確保も満足にできません。このため、鳥居本地区の森林でも下草刈りや間伐などの作業がじゅうぶんに行われず、枝が枯れて、樹木の成長が悪くなっている例が多く見られます。間伐された樹木も、以前であればすべて利用されていま

したが、最近ではそのまま森林の中に放置されるようになりまし。このまま林業が衰退していくと、それはすなわち彦根の森林が消えていくことを意味します。森林の消失は、林業という一つの産業の衰退だけでなく、洪水や土砂崩れなどの災害を引き起こす恐れもあり、安心して暮らせなくなってしまう。私は、子や孫の時代にも林業と森林とがしっかりと受け継がれるよう努力していきたいと思っています。



燃料の中心は薪炭(まきや炭)で、それらを生産・販売するも林業家の仕事の一つでした。標高約600m(びわ湖の標高は約86m)にある男鬼町や武奈町には林業を専業として働く人もいました。

ところが、昭和30年代半ばに起こった燃料革命で、家庭用の燃料はガスや石油へと変わり、薪炭は、それまでの燃料としての価値を失いました。その原料となる柴なども、需要がなくなってしまうのです。けれども、そのころの日本は高度成長期にあつて、住宅などの建築も盛んだったため、鳥居本地区の林業も、まだじゅうぶん存続できました。また、このころから木材のほかに椎茸栽培が始まり、最盛期には10~15人の林業家が椎茸づくりに取り組んでいました。

しかし、昭和35年に外国産木材(外材)の輸入制限が緩和され、価格の安い外材が大量に輸入されるようになると、状況は一変しました。安い外材に押されて、国産の木材は売れなくなってきたのです。このため、国内では木を売る値段よりも、木を切り出したり、輸送する費用の方が高くなるという事態になってしまいました。

鳥居本地区も例外ではありませんでした。昭和50年代になると、林業で生計を維持することは困難になり、林業従事者が多かつた男鬼町や武奈町から鳥居本町などに移り住む



▶間伐が行われている森林

人がしだいに増えてきました。現在これら二つの町に住む人はおらず、また、鳥居本地区で林業に従事する数十人も、すべてが林業以外になにか仕事を持つ兼業林家になってしまいました。

森林を守るということ

森林というものは、特になにもなくても維持していけると思っている人もいるかもしれませんが、実はさまざまな手入れが必要なんです(左ページ参照)。これらの作業を定期的に行うことで、初めて森林の健康を維持することができるのです。

林業の衰退は森林の維持や管理も難しくしました。林業に携わる人が減少するにしがた、それまでのよ

紙上 17 談話室

森林を守り育てる

3種類の森林の機能

彦根市長 中島 一

「ディスカバー・ジャパン」の言葉に乗ってとは言わないまでも、あまりにも高密度に機能が集中した都市から一時的にでも脱出を試みたいとの欲望が、私どもの心を攪り、さらに人を支える自己研修やレクリエーションの名のもとに、ローカル列車に揺られて行く小旅行は楽しいものです。この旅は、また都市から離れたところであればあるほどうれしく、価値があるように思えてならないのは私だけではないさそう。

松や檜の緑の深い防風林に囲まれたその奥に、草葎の曲がり家を見出し、軒端の鈴なりに吊された干し柿の赤褐色にふと晩秋を知るのです。

景色に象徴されるものの一つに緑があります。この緑を取り巻く自然には、鳥獣も住み、魚も泳いでいます。人を含めてそこには共に自然を作っているのです。いろいろな面から「緑」の再認識が行われています。このことは、いわば「自然」の再発見とも言えるものです。

ところで、この「緑」をなす森林を守り育てることについて、いま一度皆さんとともに考えてみたいと思います。

実は、この森林の持っている諸機能を総合的に、そのうえ高度に発揮させるため、次のように3種類の森林に区分して、それぞれの機能の維持増進を図ることが基本となります。すなわち、

- (1) 水土保全林―水資源かん養、山地災害の防止機能を重視する。
- (2) 森林と人との共生林―生活環境保全機能、保健文化機能を重視する。
- (3) 資源の循環利用林―木材等生産機能を重視する。

このためには、各機能の充実と機能間の調整を図り、適性な森林施策の実施により、健全な森林資源の維持増進を図らなければなりません。

私も彦根市では、「彦根市森林整備計画」を策定し、その計画期間を平成12年4月から平成22年3月31日までとして、森林整備の基本方針に基づき、その推進方向に従い、適切な森林整備をすすめています。皆さん方のご理解とご協力をお願いいたします。

間伐材を使った挑戦

堤 恭之さん（高宮町）

間伐材との出会い

私はもともと高宮町で父親といっしょに仏壇の製作をしていました。そのころは特に環境のことを考えていたわけではないのですが、木を扱う仕事をしているうちに、環境に対してなにか自分ができることはないかと思うようになりました。こうして始めたのが、県内産の間伐材を利用した製品づくりです。

山の環境と間伐材の役割

間伐材の利用がどうして山の環境を守ることにつながるのか、それにはまず山の持つ機能について説明しなくてはなりません。

山の機能としてまずあげられるのは、言いつまでもなく木材の生産です。



▲作業場で間伐材に向かう堤さん

しかし、このほかに、山に降った雨をいったん蓄え、徐々に川に流れていく機能や、レクリエーションの場など、山は幾つもの機能をもっています。そしてこれら山の機能がじゅうぶんに生かされるためには、山が健康であることが大切です。

山の健康を維持する方法の一つが間伐です。間伐とは、植林された木が成長するに従って過密になるため、適切な状態になるように木を切ることを言います。間伐を行うことにより、木々の間隔は適度に広がり、木は幹を太くすることができ、下草も生えて土壌が安定し、水を保持する力も高まります。

では、間伐をしないとどうなるのでしょうか。間伐をしないと日光は地面まで届かず下草が生えませんが、そうしたところに雨が降ると、土壌に吸収されるはずの雨水が表面の土といっしょに流れ出すため、山の土壌は貧弱なものになってしまいます。

間伐材を使って

私は、学校や保育園などで使う机やいすのほか、書架など間伐材を使っていろいろなものを作っています。

す。しかし、初めからうまくできたわけはありません。間伐材はもともと芯があることが多く、ひびが入ったり、曲がったりするため、そのままでは材料としてとても使いにくいものです。このため、私は長い木材の曲がっていない部分だけを使うなど、工夫して使っています。こうして間伐材を利用して作ったのが、ふたば保育園（犬方町）のランチルームで使われている机といすや、めぐみ保育園（高宮町）のいすです。

間伐材を利用した家具の製作は、積極的な間伐を促すことで山の環境を維持することに繋がります。水や空気など環境全体にとってプラスになると思います。しかし課題はあります。その一つが製品の価格です。間伐材を家具に加工するには手間と工夫が必要です。このため、どうしても製品の値段が高くなってしまいうことが頭の痛いところです。

山を守る

山とそこにある森林を守るためには、林業に従事する人だけが努力し



▲ふたば保育園の机とイス

てもだめだと思えます。間伐材による製品を積極的に使うなど、行政や市民の取り組みも必要だと思っています。

山は市街地から離れたところであり、普段の生活に直接結びつくものではないと思われるかもしれませんが、しかし、安定した良質の水の供給に重要な役割を果たすなど、山は私たちの生活に深くかかわりがあります。わたしは、これからも間伐材製品を作り、多くの人に間伐材という木の持つ暖かさにふれていただきながら、生活して欲しいと思います。

森林の可能性

滋賀県立大学環境科学部

講師 野間直彦さん



人は、これまで何百年にもわたって森林を利用し、管理してきました。これらの人工林と、自然林の伐採後に再生した二次林は、長い間、木々や多くの動植物が生活する場を提供してきました。

ところが、燃料革命による薪炭林の放置や、外材の流入による林業の不振により、これらの森林に対して、間伐など人の管理が行き届かなくなるといった事態が起こるようになってしまいました。

現在、日本では多くの生物種が絶滅の危機にあります。その理由の多くが、森林の手入れがじゅうぶんにできなくなっていることによると考えられています。管理ができていない人工林では、繁った枝

や葉などで森林の中に日の光が届かず、小さな植物が生育できなくなり、植物が育たなければ、それを餌にする動物も棲むことはできません。人工林で人の管理ができなくなることは、生態系の崩壊につながります。見た目には緑も多く豊かに見えても、実は生物の多様性が失われた森林となりつつあるのです。

また近年、野生動物が畑などを荒らす被害が問題となつていますが、原因の一つとして、人工林における生態系の崩壊と、餌となる植物の減少があげられます。

森林と人のつながりを回復して、このような状況を改善するために、木の利用を増やす努力がなされています。利用法の一つとして、木を「ペレット」へ加工し、燃料として使うことが期待されています。ペレットは、木片を粉碎したものを直径6〜8mm程度の円筒状に固めたもので、ペストーブやボイラーなどで燃料として使います。北欧などでは早くから注目され、普及していました。

こうした木を利用した工

ルギー源を、木質バイオマスと呼びます。木質バイオマスを使う大きな利点は、石油などの化石燃料と違い、地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素の量を増やさないことです。また、間伐材などの木材の需要が増加するため、森林に人の手が入るようになります。そうすれば人工林や二次林にも生物の多様性が戻り、以前のような生き生きとした森林になるはずですが、ペレットの利用には設備やコストの問題もあり、普及にはまだまだ時間が必要です。しかし、こうした木質バイオマスの利用が、森林を含めた自然環境の改善や林業の振興を通じて、森林の充実をもたらすことを私たちは知っておく必要があるのではないのでしょうか。



木質バイオマス利用の一例であるペレット

市では林業振興・森林整備のため、主にこのような事業をしています

林道管理事業

市が管理する約20kmの林道（切り出した材木を運ぶなど、森林内での作業に使用する道路）の草刈りや、側溝の清掃などの維持管理をしたり、また、林道の安全確保のためのパトロールを行ったりします。

森の作業道整備事業

森林の適切な維持管理を行い、森林の持つ機能の増進を図るため、作業道の整備を行います。

保育間伐事業

木の成長のため、間伐を必要とする森林において、21〜35年の木の中から対象となる木の選定と伐採や枝打ちなどにかかる費用の一部を補助します。

後継者育成事業

山村における指導的若年層の育成を図るとともに、林業の後継者の育成を目的として、林業教室などを開催し、森林に関する知識や能力を養います。

山の人づくり事業

森林生産組合の施業等に従事する人材を掘り起こし、組合の基盤強化を図るとともに、将来に向けて山で働く人を育成します。

ちびっこ森の大学校事業

小学生（高学年）を対象に、森林、林業に対する関心を高めるため、森とのふれあい、多様な生物観察、炭焼き体験、間伐・枝打ち等の体験学習教室を開催します。



ちびっこ森の大学校で木とふれあう参加者（8月2日、男鬼町）

みんな
考えよう

市町 合併

第27回

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会では、多岐にわたる各種事務事業の速やかな一元化を図るため、1市3町での協議・調整が進められています。各種事務事業のなかで、これまで確認された項目のうち、主なものを前号に引き続き掲載します。
なお、このほかの確認された項目についても、今後引き続きお知らせしていく予定です。

問い合わせ先 市町合併推進室
〒520-1411 彦根市内線414番
FAX 1398番

合併協議会で確認された各種事務事業

	現況				調整の具体的内容	
	彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町		
予防接種	種類・自己負担金	①麻疹(はしか)②風疹③三種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳)④二種混合(ジフテリア、破傷風)⑤ポリオ生ワクチン⑥日本脳炎⑦高齢者インフルエンザ 自己負担金:①~⑥は無料、⑦は1,000円			彦根市の制度を新市に引き継ぐ。	
	対象年齢	予防接種法に基づく対象年齢				
	接種方法	〈個別接種〉 麻疹、風疹、三種混合、二種混合、日本脳炎(1期)、高齢者インフルエンザ 〈集団接種〉 ポリオ、日本脳炎(2期、3期)	〈個別接種〉 麻疹、高齢者インフルエンザ 〈集団接種〉 風疹、三種混合、二種混合、ポリオ、日本脳炎(1期~3期)	同左		〈個別接種〉 麻疹、風疹、高齢者インフルエンザ 〈集団接種〉 三種混合、二種混合、ポリオ、日本脳炎(1期~3期)
乳幼児健康診査	健診種類	①4か月児 ②10か月児 ③1歳6か月児(歯科含む) ④2歳6か月児(歯科含む) ⑤3歳6か月児(歯科含む)	同左	①整形外科健診 ②4か月・10か月児 ③離乳食教室 ④1歳6か月児 ⑤2歳相談 ⑥2歳6か月児 ⑦3歳6か月児	彦根市の制度を基本的に新市に引き継ぐ。	
	実施回数	①、②=月3回 ③~⑤=月2回	①~④=2か月に1回 ⑤=3か月に1回	①、④、⑥、⑦=2か月に1回 ②、③=月1回 ⑤=3か月に1回		
	内容	基礎メニュー 問診、計測、診察、保健指導 追加メニュー ①=離乳食の集団指導、発達チェック ②=離乳食の集団指導、運動発達チェック、必要時のみ聴力検査、精神発達相談 ③=保育士による遊びの集団指導、フッ素塗布、必要時のみ精神発達相談 ④=歯の集団指導、ブラッシング指導、必要時のみ精神発達相談 ⑤=検尿、視力検査、フッ素塗布、必要時のみ精神発達相談	基礎メニュー 同左 追加メニュー ①=離乳食の集団指導、保健師の観察 ②=離乳食の集団指導、歯科指導、保健師の観察 ③=生活リズムの集団指導、絵本の読み聞かせ、歯科検診、フッ素塗布、歯科指導 ④=発達の集団指導、歯科検診、フッ素塗布、歯科指導 ⑤=歯科検診、フッ素塗布、歯科指導、視力検査、検尿	基礎メニュー 同左 追加メニュー ①=整形外科医師の診察 ②=発達・運動チェック、歯科指導、聴力 ③=離乳食指導、保健指導 ④=親子遊び、歯科検診、歯科指導 ⑤=歯科指導、生活指導、保健指導 ⑥=親子遊び、歯科検診、歯科指導 ⑦=検尿、視力測定、歯科検診、歯科指導		基礎メニュー 同左 追加メニュー ①=整形外科医師の診察、予防接種の説明 ②=離乳食教室、歯科指導 ③=歯科指導 ④=乳歯・ブラッシング・幼児食の集団指導 ⑤=歯科指導 ⑥=歯科指導

	現況				調整の具体的内容	
	彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町		
基本健康	対象	18歳以上	20歳以上	18歳以上	同左	彦根市の制度を新市に引き継ぐ。
	方法	18歳~69歳 集団健診(結核検診、肺がん検診を同時実施) 民間委託 70歳以上 医療機関委託	20歳~70歳 集団健診(結核検診と同時実施) 民間委託 71歳以上 医療機関委託	18歳~70歳 集団健診(結核検診と同時実施) 民間委託 71歳以上 医療機関委託	18歳~69歳 集団健診(結核検診と同時実施) 民間委託 70歳以上 医療機関委託	
	項目	必須検査と選択検査(尿酸のみ独自に追加)	必須検査と選択検査、追加検査項目(ZTT、ALP、総蛋白、尿酸値、尿素窒素)	必須検査と選択検査、追加検査項目(ZTT、尿酸値)	必須検査と選択検査	
	自己負担金	必須検査 600円 必須検査+選択検査 1,300円	1,300円	500円	40歳~69歳 1,300円 18歳~39歳 500円	
健康診査	節目年齢は集団健診のみ 節目年齢以外は一次健診時に実施 GPT指導者は医療機関委託のみ					
	肝炎検査	肝炎集団セット 800円(B型のみ200円、C型のみ700円) 肝炎医療機関セット 1,800円(B型のみ1,200円、C型のみ1,700円)	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	
	その他	節目健康診査 40・50・60歳を対象に基本健診と各がん検診、結核検診を同時に実施	字を巡回する保健強化地区では、夜間実施総合健診として、基本健診、各がん検診、結核検診を同時に実施	5月~6月に6日間、夜間健診を実施(平日のみ)	総合健診を4回実施(基本健診、各がん検診、結核検診を同時に実施)	
骨粗しょう症予防	対象	30・35・40・45・50・55・60歳の女性	30歳以上の女性	同左	30・35・40・45・50・55・60歳の女性	彦根市の制度を新市に引き継ぐ。 なお、自己負担金は、豊郷町、甲良町、多賀町の負担金とする。
	回数	年5日間	年2回	同左	年1回	
	自己負担金	600円	500円	500円	同左	
新成人のつどい	名称	新成人のつどい	成人式	新成人を祝うつどい	新成人の集い	彦根市の制度を基本的に新市において検討する。
	日実施	1月第2月曜日の前日	同左	同左	1月第2土曜日	
	内容	第1部=記念式典 第2部=交歓会	第1部=式典 第2部=メモリアル 第3部=立食パーティ	第1部=式典 第2部=記念行事	式典・祝宴	
人権・同和教育研修	企画運営	公募実行委員	実行委員会形式	同左	同左	
	青年集会	差別をなくし人権を尊ぶ彦根市青年集会(年1回開催)	人権尊重をめざす豊郷町女性・青年集会(年1回開催)	部落解放をめざす青年・女性のつどい(年1回開催)	部落解放をめざす青年の集い(年1回開催)	各市町の取り組みを基本的に新市において調整する。
	女性集会	差別をなくし人権を尊ぶ彦根市女性の集い(年1回開催)			部落解放をめざす女性の集い(年1回開催)	
同和大会	彦根市人権・同和教育研究大会(年1回・2日間開催)	町民のつどい(年1回開催)	部落解放をめざす町民のつどい(年1回開催)	「人権尊重の町」多賀町民の集い(年1回開催)		



ひこね市文化プラザ ☎ 26-8601 FAX 26-8602
URL http://longlife.city.hikone.shiga.jp/plaza/
10月の休館日：6(月)・14(火)・20(月)・27(月)

マーク：託児サービスがあります。(要予約)
※公演日の1週間前までにご予約ください。
マーク：公演終了後、彦根駅行き・南彦根駅行きの臨時バスの便があります。(有料)

チケットのお申し込み、お問い合わせは
チケットセンター ☎27-5200

7日(火)18:30~
フリヂストンク留米吹奏楽団演奏会
自由 【入場には入場整理券が必要ですが、整理券の配布は終了しました】

24日(金)13:30~17:00~(2回公演)
津軽圭助一座公演
-最高の笑い!歌と踊りと津軽三味線-
自由 2,500円 【好評発売中】

11月 3日(月・祝)14:00~
サクソフォン四重奏団
トルヴェール・クワルテット
出演：須川展也、彦坂眞一郎、新井靖志、田中靖人
指定 前売3,500円(当日は500円増) 【好評発売中】

11月15日(土)19:00~
劇団四季ミュージカル「アンデルセン」
指定 S席8,400円 A席6,300円 B席5,250円 【好評発売中】

11月24日(月・振)18:30~
さんじゅうし☆はち
Presents Stardust Garden
自由 2,500円 【好評発売中】

12月14日(日)15:00~ 指揮：新田ユリ
第6回ひこね市民手づくり第九演奏会
自由 前売1,500円 当日2,000円 【好評発売中】

12月21日(日)14:30~
クラシックバレエ
「くるみ割り人形」(全2幕)
出演：彦根バレエ協会(小野佳代子バレエ教室、春日バレエ研究所彦根支部、中田佳美バレエ教室)
自由 3,000円 【10月5日(日)発売開始】

2月1日(日)14:00~ ガンバルひこねの音楽家たちVol.1
川口美穂ソプラノリサイタル
自由 大人2,000円 高校生以下1,000円(当日は各500円増)
【10月26日(日)発売開始】

子どもセンター ☎ 28-3645 FAX 28-3645
URL http://longlife.city.hikone.shiga.jp/children/
10月の休館日：6(月)・14(火)・15(水)・20(月)・27(月)

7日(火)14:00~14:30 【参加無料】
子どもわいわい広場
「おはなし図書室」
☆幼児を対象に絵本の開き読みと紙芝居をします。
17日(金)18:30~21:00 【悪天候の場合は18日(土)に顺延】
天体観望会
「天王星・海王星と冥王星はどこかな」
☆天体望遠鏡を使って天王星、海王星と冥王星を探すとともに、プラネタリウムを使い秋の星座の探し方を説明します。
☆参加費：300円(小学3年生以下は無料)
※開催当日、16:30以降に開催の有無をお問い合わせのうえ、来館してください。

市民体育センター ☎ 23-2293 FAX 23-2294
URL http://longlife.city.hikone.shiga.jp/sports/
10月の休館日：7(火)・14(火)・21(火)・28(火)

26日(日)13:30~16:30
フレッシュスポーツデー
☆スポーツの秋!今回は野外でいい汗流してみませんか?だれでもできるニュースポーツを紹介します。
☆予定種目
グラウンドゴルフ(写真)、ベタンク、ターゲット・バードゴルフほか
☆参加費：小学生以上1人200円(当日、受付でお支払いください)
※運動のできる服装でご参加ください。(雨天のときは、体育館シューズもご用意ください)

彦根城博物館
チケットのお申し込み、お問い合わせは
ひこね市文化プラザチケットセンター ☎ 27-5200
9日(日) 10:00/11:00/12:00/13:00/14:00(5席)
もんこうかい 聞香会
協力：志野流香道松隠軒
香席料2,000円(博物館観覧料・薄茶料含む)
☆初心者の人でも楽しめる、香りを聞きあてる催しです。
※チケット購入時に、時間予約を承ります。
【10月9日(日)9:00発売開始】
(電話予約は10:00~)

Table with 5 columns: 彦根市, 豊郷町, 甲良町, 多賀町, 調整の具体的内容. Rows include: スポーツ施設 (屋内/屋外), 公立幼稚園 (対象, 保育3歳児, 園数, 保育料, 送迎), 学校給食の運営 (調理方式と形態, 給食費).

日程表 with columns: 日, 区, 学, 場, 所, 在, 地. Lists dates from 10/21 to 12/12 and locations like 城東東地区公民館, 佐和山小学校, etc.

新市建設計画(まちづくり計画)の中間取りまとめ
彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会では、「新市建設計画」の策定作業が、来年2月をめどに進められていますが、このたび、中間とりまとめをされました。この計画は、新市のまちづくりの指針となるもので、合併特例法に定めるさまざまな財政措置がこの計画に基づいて講じられます。
彦根市では、市民の皆さんに中間とりまとめの概要を説明し、ご意見をお聞きするため、次のとおり住民説明会を開催します。多くの皆さんの参加をお願いします。

※彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会主催の「住民説明会」も1市3町で開催されます。詳しくは、この「広報ひこね」と同時配布の合併協議会からのチラシをご覧ください。



開館時間 8:30~17:00 (入館は16:30まで)
休館日 10月に休館日はありません。ただし、21日(火)~24日(金)は展示替えのため、一部展示室を休室します。

観覧料 ()内は30人以上の団体料金
【常設展観覧料】 【企画展期間中の観覧料】
一般 500円(450円) 一般 1,000円(900円)
小・中学生 250円(170円) 小・中学生 500円(340円)

開催中 ~10月21日(火) 「大名の婚礼調度」

井伊家に伝来した婚礼調度の中から、彦根藩最後の藩主井伊直憲の正室に迎えられた有栖川宮家嘉宮宜子の婚礼調度をまとめて展示します。

10月25日(土)
~11月24日(月・振)

「井伊の赤備え」 -彦根藩の甲冑-

藩主から家臣全員にいたるまで、朱の具足に身を固めた「井伊の赤備え」。初代直政から14代直憲にいたる歴代の藩主や家臣の甲冑武器を紹介し、「井伊の赤備え」の全貌を明らかにします。



薫革威段替胴具足

講座「藩主の書画」
10月4日(土)14:00~ 聴講無料
本館学芸員 高木 文恵(たかき ふみえ)
井伊家歴代藩主が筆をとった書画を紹介し、藩主のたしなみについて考えます。
場所 館内講堂

ギャラリートーク赤備えの時代『彦根藩の甲冑』
10月25日(土)14:00~ 観覧料が必要です
本館学芸員 齋藤 望(さいとう のぞむ)
館内講堂にお集まりください。

「はくぶつかんへ行こう」参加無料
10月4日(土)(小学1~3年生) >いずれも10:00~12:00
18日(土)(小学4~6年生)
「お茶室探検」「むかしの手紙をつくろう」ワークシートのクイズなど、日本の文化や歴史を楽しく学びます。小学校に配布する申込用紙により学区別に募集します。今回は、城南小学校、平田小学校が対象です。

「はくぶつかん相談室」参加無料
10月11日(土)9:00~12:00
主に、小・中・高校生を対象としますが、大人も歓迎します。
彦根の歴史、日本の美術についての疑問を、学芸員と一っしょに考えましょう。

常設展示の名言

重要文化財
我宿蒔絵硯箱
10月22日(火)
~11月27日(木)



重要文化財 太刀 銘国宗(備前二代) 10月22日(火)~11月27日(木)



いきいき講演会

10月1日(水)発売開始



講師の林隆三さん

日時 11月29日(土) 14:00~
場所 ひこね燦ぱれす (小泉町)
講師 俳優 林 隆三さん
定員 500人(先着順)
受講料 1,000円
チケット取扱所 ひこね燦ぱれす、困商工課(市役所3階)支所・各出張所、ひこね市文化プラザ、彦根勤労福祉会館、平和堂くらしのサービスセンター(アルプラザ彦根・ピバンティ彦根)

問い合わせ先 ひこね燦ぱれす ☎26-7272

循環型社会の構築に向けて ~廃棄物の減量とリサイクル~

市民環境フォーラム

彦根市は、平成11年に「彦根市環境基本条例」を施行し、市民とともに環境問題の解決に取り組んできました。「市民環境フォーラム」は、条例のなかで市民の意見を聞く場として規定され、毎年開催しています。

今年の市民環境フォーラムは、循環型社会の構築について、市民とともに考えます。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

日時 10月11日(土)13:30~16:30
場所 彦根勤労福祉会館
定員 100人 参加費 無料
申込期間 10月1日(水)以降
(土・日曜日は除く)の8:30~17:15
申込・問い合わせ先 困生活環境課 ☎22-1411内線129、FAX27-0395、E-mail: kankyohozen@ma.city.hikone.shiga.jp



朱漆塗金箔押伊予佩楯 江戸時代

ここに、一つの佩楯があります。濃い茶色の麻布に、練革製の伊予札という形式の薄板を、朱漆塗と金箔押しとして、交互に段に縫いつけてあります。いたって簡素なつくりです。佩楯は、具足(甲冑・当世具足)を構成する防具のひとつで、上部の紐で腰に括り付け、腿と膝を守ります。明和4年(1767)の具足目録を見ると、この佩楯の来歴が明らかにあります。2代井伊直孝(1590~1659)の召替具足の項に、嘉永5年(1852)6月13日の書き込みがあつて、13代直弼(1815~1860)の御召しに仰せつけられた、すなわち直弼所用の具足になった、とあるのです。この具足は、朱の鍔や胸を金と糸の段とし、白糸で威し

てあつたようです。金と朱の取り合わせが、いかにも「赤備え」で知られた井伊家らしいところですね。ところがなぜか、直弼は佩楯と指物だけを戻してきました。そこでこれらは別の具足櫃に納めておくこととなり、本体と離ればなれになってしまったのです。この佩楯が、まさにここに取り上げられたものと見て間違いありません。リサイクルというわけではないでしょうが、先祖の具足を取り出して、再利用することがあつたのでしょうか。藩主に就任すると、オーダーメイドで、新たに具足が作られました。一方、歴代の具足は天守や宝蔵などに納められ、保管されてきました。直弼が藩主に就任したのは、嘉永3年(1850)。新調の具足はまもなくできあがつたでしょうから、直孝の具足はその一領とは別に扱われたものです。初めて藩主として江戸から彦根に入ったのは、先の書き込みの記された嘉永5年です。このとき、歴代具足の中から、彼自身が思いを込めて選んだのでしよう。

こうしたことは、直弼だけに特別なわけではありませんでした。4代直興(1850)の具足は、その後の目録には一切姿を見せません。残念なことに、その行方は全く知れないのです。わずかにこの佩楯が残るのみです。(彦根城博物館学芸員 齋藤 望)

「もの」に託す思い

ここに、一つの佩楯があります。濃い茶色の麻布に、練革製の伊予札という形式の薄板を、朱漆塗と金箔押しとして、交互に段に縫いつけてあります。

いたって簡素なつくりです。佩楯は、具足(甲冑・当世具足)を構成する防具のひとつで、上部の紐で腰に括り付け、腿と膝を守ります。

金と朱の取り合わせが、いかにも「赤備え」で知られた井伊家らしいところですね。ところがなぜか、直弼は佩楯と指物だけを戻してきました。そこでこれらは別の具足櫃に納めておくこととなり、本体と離ればなれになってしまったのです。

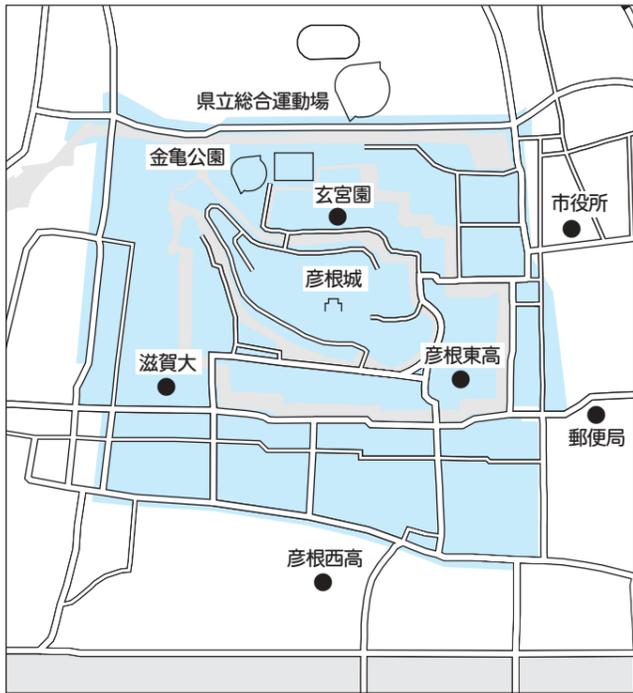
直弼の場合であれば、直孝が身に付けた品を、自らの所用道具とすることに、特別な意味があつたはずですね。井伊家の基礎を築いた直孝の後裔である自己の立場を確認し、さらに直孝の優れた資質を受け継ごうという決意を表明する手段だったと考えることもできます。

とまきの玉手箱

博物館からのメッセージ



都市景観形成重点地区(彦根城郭・内曲輪・内町地区)



昨年10月に、彦根城を中心とした周辺地区を「快適なまちを創る景観条例」に基づく都市景観形成重点地区(彦根城郭・内曲輪・内町)に指定しました。この地区内で、歴史と伝統を語りかける風格あるまちの景観像に沿った建築などをするときに、経費の一部を補助します。

大規模な修繕の工事で、平成14年10月1日以降に計画され、平成15年5月1日以降に着手し、平成16年3月31日までに完了するもので、次の①②のいずれかの条件を満たし、かつ、③④の条件を満たすもの

- ① 道路に面する部分(建物、門、塀など)が、「彦根城郭・内曲輪・内町地区」の地区基準を満たす、まち並みに調和した外観をもつよつにするもの
- ② 指定文化財に準じた建築物などの修復をしようとするもの
- ③ 平成14年10月1日以降に計画されたことを証明でき、その書類が提出できるもの
- ④ これまでに国、県、市の補助を受けていないもの

市職員を募集します

職種・人員	受験資格	受付期間・試験日など
経験者一般事務 4人	昭和48年4月2日から同58年4月1日までに生まれた人で、民間企業等における職務経験が平成16年3月末現在で3年以上の人	受付期間 10月6日(月)～同17日(金)(土・日曜日、祝日は除く)の8:30～17:15 ※郵送の場合は10月17日(金)の消印有効 試験日 11月2日(日) 問い合わせ先 人事課 ☎22-1411 (内線455)、FAX22-1398
経験者土木技術 4人	昭和48年4月2日から同58年4月1日までに生まれた人で、民間企業等における職務経験(道路・河川・下水道等の土木事業に関する設計・施工管理等の経験とする)が平成16年3月末現在で3年以上の人	
保健師 2人	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人(取得見込みを含む)	
身体障害者 一般事務 1人	次の要件をすべて満たす人 ①昭和48年4月2日から同61年4月1日までに生まれた人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③介護者なしに職務の遂行が可能で、かつ、自力での通勤ができる人 ④活字印刷文による採用試験の出題に対応できる人	

申込・問い合わせ先 都市計画課(〒522-8501) ☎22-1411 1番内線254番、FAX 248517番

彦根市スポーツ・レクリエーション大会

内容 歴史探訪ウォーキング大会 体力測定、健康相談、チャレンジコーナー(球速測定、大声コンテスト、ストラックアウト、サッカーシミュレーション、だるま落とし、ヒットだ!ターゲットほか)、体験教室(グラウンド・ゴルフ、サッカー、テニス、弓道、太極拳、なぎなた、ユニスポーツなど各種体験教室)
 日時 10月13日(月)午前9時30分～午後4時 歴史探訪ウォーキング大会の受付は、チャレンジコース(11:30) 午前8時30分～同9時、ファミリィコース(5km) 午前9時～同9時30分 場所 彦根総合運動場陸上競技場および多目的広場、市民体育センター、金亀公園テニスコート、彦根市弓道場
 参加費 無料(一部を除く)
 対象 自由に参加できますが、ウォーキングについては、小学4年生以下の人は成人の同伴が必要で、申込方法 歴史探訪ウォーキング大会は申し込み



都市景観形成重点地区内の建築工事を補助します

消費税込改正説明会

主催 彦根商工会議所 内容 平成16年4月以降の消費税の改正は、事業所への影響が大きいことから、分かりやすく具体的に説明します。日時 ①10月16日(木)午後1時30分～同3時30分 ②10月21日(火)午後6時～同8時 ③11月12日(水)午後1時30分～同3時30分 ④11月26日(水)午後6時～同8時 ⑤12月9日(火)午後1時30分～同3時30分 ⑥平成16年1月26日(月)午後1時30分～同3時30分 場所 彦根商工会議所(中央町) 講師 近畿税理士会彦根支部所属税理士 定員 各回50人(先着順)
 参加費 無料 申込方法・問い合わせ先 参加希望日、事業所名、参加者名、電話番号を書いて、ファクスで彦根商工会議所消費税込改正説明会係 ☎24551番 FAX 2730番へ

消費生活講座

内容 架空請求やヤミ金融、悪質商法などの事例や解決方法と消費者契約法の説明 講師 彦根市消費生活相談員 日時 場所 ①10月29日(水)午前10時～同11時30分 旭森地区公民館 ②11月5日(水)午前10時～同11時30分 南地区公民館 ③11月12日(水)午後2時～同3時30分 西地区公民館 定員 各回30人

WELCOME!英会話(中級)

日時 10月18日(土)～12月13日(土) (11月1日(土)を除く毎週土曜日、全8回)の午前10時～同11時30分 場所 市民会館(尾末町) 会議室 対象 英語検定2級程度の人 定員 15人(先着順) 受講料 6,000円(教材費を含む) ただし、彦根市国際協会会員は5,000円 申込期間 10月3日(金)～同10日(金)(7日(火)は除く) 定員になりしだい締め切ります 申込・問い合わせ先 彦根市国際協会事務局(市民会館1階) 市民・国際交流サロン内 ☎22-1411番内線590番

子ども向けハロウィーン祭

内容 ミシガン州立大学連合日本センターの留学生たちが、欧米のお祭り「ハロウィーン」を紹介します。日時 10月31日(金)午後4時30分～同6時30分 場所 ミシガン州立大学連合日本センター(〒522-0002松原町1-435186) ☎263400番

市営住宅 入居者募集

募集住宅 正法寺団地(正法寺町) 大東団地1棟(大東町) 中数団地2棟(中数町) 中数団地3棟(中数町) 中数団地4棟(中数町) 芹川団地1棟(芹川町) ブルーレイク八坂(八坂町) 1戸 1戸 1戸 1戸 1戸 1戸
 受付期間 10月14日(火)～同22日(水)(土・日曜日は除く)の午前8時30分～午後5時15分
 入居時期の決定 11月中旬ごろ
 入居できる時期 11月下旬以降
 申込方法 本人または同居(同居予定を含む)の家族の人が、建築住宅課(市役所1階)へ申込書を提出してください。(申込書などの書類の交付は、10月1日(水)から同課で行います。)
 問い合わせ先 同課 ☎22-1411番内線109番

(定員になりしだい締切) 申込・問い合わせ先 生活環境課 ☎22-1411番内線130番
 本センター(松原町) 対象 2歳～小学生 定員 80人(申込多数のときは抽選) 参加費 子ども1人につき300円 応募期限 10月17日(金)(必着) 申込方法 往復はがき往信の裏に参加希望の子ども全員(3人まで)の名前と年齢、保護者の住所、電話番号、返信の表に保護者の住所、名前を書いて応募してください 申込・問い合わせ先 ミシガン州立大学連合日本センター(〒522-0002松原町1-435186) ☎263400番

行事名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
ボーイスカウト入隊説明会	10月4日(出) 10:30~12:00 (受付) 10:00~10:20	護国神社参集殿 (尾末町)	対 象：ビーバースカウト課程（幼稚園・保育園年長～小学2年生の男女）とボーイスカウト教育活動に理解・協力できる人。入隊希望者は、事前の申し込みが必要 ボーイスカウト彦根第一団(北村方) ☎23-0256、FAX22-1820
「心のひびきのつたわりを」講演会	10月4日(出) 14:00~16:00	ひこね さん 燦ばれす	講 師：福井達雨 (ふくい・たつう) さん (止揚学園 (能登川町) 設立者) 内 容：海外を含む知的障害者ための施設の設定と教育の実践に基づく話など。入場無料 NPOホホコミュニティ(小林方) ☎24-2842
第17回全国伝統的工芸品仏壇仏具展	10月18日(出)~20日(月) 10:00~17:00 (最終日は正午まで)	滋賀県立文化産業交流会館 (米原町)	内 容：伝統的工芸品に指定された全国14の仏壇産地の製品を一堂に展示。「彦根仏壇展」「淡海の匠展」を同時開催。伝統工芸士の実演、伝統工芸体験コーナーなど。 18日13:30からは、ひこね市文化プラザで山折哲雄さん(国際日本文化研究センター所長)の記念講演会。いずれも入場無料 彦根仏壇事業協同組合 ☎24-4022
和紙折り紙教室	10月19日(日) 13:00~	自然の布館よりーな (河原二丁目)	テーマ：錦(にしき)つた 講 師：野村和子さん 材料費：1,500円 持ち物：はさみ、定規、ポンド、竹べら 定 員：30人(先着順、あらかじめ電話でお申し込みください) 自然の布館よりーな ☎23-2035
彦根朝市	10月19日(日) 7:00~	いろは松駐車場	販売品：新鮮な季節の野菜、卵、漬物など 販売者：彦根朝市組合 ☎農政課 ☎22-1411 (内線318)
彦愛犬自然観察会	10月19日(日) 9:00~12:00	雨 壺 山 (彦根保健所へ) (8:50までに集合)	内 容：キノコの観察 対 象：子どもから大人まで 持ち物：筆記用具、ハイキングのできる服装 参加費：100円(傷害保険料) 野鳥の森ビジターセンター ☎48-0121
青年海外協力隊平成15年度秋募集説明会	10月19日(日) 14:30~	彦根勤労福祉会館	内 容：ビデオ上映、事業概要説明、体験発表 入場料：無料 (協力隊の応募資格は20~39歳の日本国籍をもつ男女) 国際協力事業団大阪国際センター ☎072-641-6900、FAX072-641-6910
親子あそびのつどい	10月25日(出) 10:00~11:00	ひこね市文化プラザ メッセホール	内 容：運動あそび 対象児：1~3歳児 参加費：無料 持ち物：タオル、靴 定 員：親子50人(10月1日(出)以降に、電話でお申し込みください) 彦根乳児保育所 ☎22-5768、しあわせ保育園 ☎28-0581

動く図書館 **たちばな号**
巡回日程【10月後半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時 間
15日(水)	西清崎町浄土寺 龜山ニュータウン 日夏ニュータウン第2期集会所前	13:30 14:20 15:10
16日(木)	開出今町菅原神社 蔵の町団地中央部 開出今第2団地(市立病院前)	13:20 14:10 15:00
17日(金)	平田町大沢高岸B公園 西今町松田団地 西今町伊庭団地 若葉小学校	13:20 14:10 15:00
21日(火)	稲里町公民館 稲枝地区公民館前	13:30 14:20 15:10
22日(水)	千岡ヶ丘会館 岡町東光寺前 平田町明照寺	13:15 14:00 14:50
24日(金)	大藪町農業倉庫 中藪一丁目白神社	13:20 14:10 15:00
28日(火)	新海町公民館 田附町公民館 本庄町公民館	13:30 14:20 15:10
29日(水)	普光寺町公民館 彦富町公民館 金沢町公民館 港屋駐車場東(旧平和堂稲枝店)	11:00 13:10 14:00 14:50

図書館休館日 20日(月)、23日(木)、27日(月)
10月後半

し尿収集予定日 10月後半
彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

- 臨時的収集については、早めにお申し込みください。
(臨時的収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)
収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。
- 15日(水) 佐和、立花、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、後三条(上)、開出今、竹ヶ鼻、須越、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、金沢(林・中下)
 - 16日(木) 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、錦(第1部)、橋向、新、後三条(上)、甘呂、竹ヶ鼻、八坂、田附、新海、南三ツ谷、甲崎、稲部(稲部)
 - 17日(金) 大橋、芹中、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、後三条(上)、甘呂、八坂、龜山地区、上岡部、下岡部、柳川、上西川、下西川、彦富
 - 20日(月) 船、旭、元、後三条(上)、岡、西沼波(東部を除く)、日夏、八坂、龜山地区、金沢(長江) 彦富
 - 21日(火) 西沼波(東部を除く)、東沼波、大堀、日夏、龜山地区、服部、稲枝(西・東)、肥田(西肥田を除く)、稲部(南稲部)
 - 22日(水) 新、芹中、大橋、東沼波、大堀、日夏、龜山地区、稲部(稲部東・南稲部)
 - 23日(木) 元岡、沼波、錦(第2・3部)、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、日夏、龜山地区、野良田、彦富(笹田団地)
 - 24日(金) 日夏、鳥居本地区、河瀬地区、龜山地区、稲里、金田、稲部(稲部) 上石寺、下石寺
 - 27日(月) 日夏、鳥居本地区、高宮地区、河瀬地区
 - 28日(火) 古沢、松原(四ツ川を除く)、日夏、鳥居本地区、高宮地区、河瀬地区
 - 29日(水) 高宮地区、河瀬地区
 - 30日(木) 高宮地区、河瀬地区
 - 31日(金) 小泉、高宮地区、河瀬地区

環境にやさしい商品を買うことをグリーン購入といします

地球にも財布にもやさしい「グリーン購入」を始めましょう。
有機農産物を買きましょう
野菜や果物は農薬や化学肥料に頼らない有機栽培のものを。大地や水の汚染防止はもとより、生産者や消費者の健康も守ります。
包装の無いもの、少ないものを
家庭ごみの6割が容器包装ごみ。買い物袋を持参してレジ袋を断り、野菜、魚、肉なども、包装の少ないものを選びましょう。
地場ものを買きましょう
遠く離れた場所で採れる農産物は、たぐさんの石油を燃やして運ばれてきます。地元で採れたものなら、すぐに店頭で並ぶからより新鮮です。
再生素材商品を買きましょう
再生紙や再生プラスチック素材を使った商品が増えています。価格も手ごろで、品質も遜色ありません。
長く使える商品を選びましょう
ムダなく使うこともグリーン購入。詰め替え式の洗剤やシャンプーなどを選べば、ごみも減らせます。
問い合わせ先 ☎生活環境課 ☎22-1411 (内線172) FAX27-0395

市生活環境課
平成14年度、県内の駅周辺で最も放置自転車の台数が多かった駅は南彦根駅でした。さらに、悪い方から10位以内に市内の2

放置自転車・南彦根駅がファスト1歩道は自転車置き場ではありません
お問い合わせ先 ☎保険年金課 ☎22-1411 番内線1411 番、FAX ☎22-1398 番

ご存じですか 介護保険料の減免制度
市生活が困窮している人を対象に、平成15年度から介護保険料の減免制度が始まりました。対象となるのは、次の要件すべてにあてはまる人です。
①平成15年度の介護保険料の所得段階が第2段階(世帯全員の市民税が非課税)であること
②昨年(1月~12月)の合計収入金額が、90万円以下であること。ただし、世帯員が2人以上の場合には1人増えることに40万円加算します(ここでいう収入は、市民税のかわらない遺族年金・障害年金・失

業保険や親族からの仕送りなどあらゆる収入を含みます)
③市民税を課税されている人と生計を共にしていないこと(世帯が別でも、生計を共にしているときは対象になります)
④市民税を課税されている人に、扶養または援助を受けていないこと(ほかの人から、税や健康保険、家賃、公共料金などの負担を受けている人は、対象となりません)
⑤本人や世帯に属する全員の資産や預貯金などを活用しても、なお生活が困窮している状態にあること(本人が居住する土地や家屋以外で、活用できる土地や資産を所有していること、対象となりま

せん。また、銀行預金・郵便貯金・国債・有価証券などの合計が90万円を上まわると対象になりません。ただし、世帯員が2人以上の場合には1人増すことに40万円加算します)
介護保険料の減免額 第2段階の保険料額を第1段階の保険料額へ減額します。
申請方法・世帯全員の前年中の収入状況がわかるもの(源泉徴収票や確定申告書の写し、年金額振込通知書など)、世帯全員の資産の状況がわかるもの(預貯金などの通帳、国債、有価証券、固定資産税課税明細書など)健康保険者証印鑑を持って、☎保険年金課(市役所1階⑤番窓口)か☎介護福祉課(平田町・福祉保健

センター2階)で申請してください。
介護保険料 10月からの特別徴収額(年金からの引き去り額)について
平成15年度から、介護保険の新しい事業計画に基づいて決定した介護保険料を納めていただくことになりましたが、特別徴収(年金からの引き去り)で納めている人は、4月から9月の間は昨年度と同じ額で仮徴収をし、10月以降は、平成15年度に決定した年間保険料額との差額を徴収することになります。
そのため、10月以降の年金からの引き去り額が、8月までの額と変わって、増額になる場合があります。引き去りされる保険料額は、6月に送付した介護保険料納入通知書で確認してください。

彦根商店街連盟50周年記念 **プレミア付きトクトク商品券**
発売内容 1セット22,000円の商品券を20,000円で販売。10月1日(水)から5,000セットの限定発売です。
使用期間 10月1日(水)~平成16年1月31日(土)
問い合わせ先 彦根商店街連盟 ☎22-7303、ホームページ http://www.hikone-kiina.jp



高齢者(65歳以上) インフルエンザ予防接種

問い合わせ先 健康課 ☎24-0816、FAX24-5870



寒くて空気が乾燥する冬は、インフルエンザが流行しやすい季節です。

インフルエンザは、普通の風邪よりも感染力が強く、症状も激しいことが特徴です。また、気管支炎や肺炎などの合併症を起こし死に至ることもあるので、注意が必要です。

自己負担は1,000円です

接種に要する費用

彦根市では、高齢者のインフルエンザ重症化を防ぐため、65歳以上の人を対象にインフルエンザ予防接種を実施します。

対象者 ①接種当日に65歳以上で、彦根市に住民登録・外国人登録のある人②厚生労働省令で定める人(該当者には市から通知があります)

実施場所 右の表の各医療機関

接種回数 1回接種

実施方法 医療機関によっては予約が必要などがあります。必ず事前にいずれかの医療機関に実施日程などを問い合わせてください。

自己負担 1,000円(接種費用4,000円のうち、彦根市が3,000円を負担します。)

実施(申込受付)期間 10月1日(水)～12月31日(水)

注意事項 次のような人は、予防接種を受けることができません。

- (1)明らかに発熱のある人
- (2)重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
- (3)インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシー(通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応)を起こしたことがある人
- (4)その他、医師が接種を不適当と判断した人

この予防接種は、本人が希望する場合に限り実施するものです。

予防接種を受けてから、インフルエンザに対する抵抗力がつくまで2週間程度かかります。また、効果の持続期間は約5か月間といわれています。インフルエンザが流行する前に、できるだけ早く受けることをお勧めします。寝たきりなどやむを得ない事情で右記の指定医療機関で接種が難しいときは、健康課にお問い合わせください。

10月上旬や年末には、接種できないこともあります。必ず、あらかじめ医療機関に確認してください。



指定医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号
足立レディースクリニック	佐和町5-41	22-2155
池田クリニック	大東町9-16 上野ビル2階	24-3555
石島医院	城町二丁目6-23	22-0598
伊藤整形外科	西今町1041-18	23-7787
岡田医院	橋向町44	22-1505
奥野小児科医院	本町二丁目2-11	22-0634
おくの内科	本町一丁目4-28	21-3355
尾田医院	野瀬町18-1	24-3096
きたむら内科医院	長曾根南町448-25	22-9617
橋地(きつじ)医院	柴町二丁目6-47	23-2057
小林医院	京町二丁目7-38	22-0247
小森医院	旭町2-18	22-2714
白石外科	肥田町915	43-5651
神野レディースクリニック	中央町3-73	22-6216
杉本整形医院	東沼波町851	22-0322
せい医院	京町三丁目4-48	27-1521
曾我医院	清崎町878	28-2925
高崎医院	西葛籠町164	28-0210
たかはし整形外科	長曾根南町395-7	27-6296
高村外科	中央町3-10	22-0650
高山内科・循環器科	日夏町2680-35	28-7007
田口診療所	彦富町905-3	43-6600
塚本医院	後三条町361-8	27-0101
堤医院	原町850-214	24-0533
徳田医院	出路町218-1	43-7001
中西医院	芹橋二丁目9-14	22-1152
中橋整形外科クリニック	高宮町1793-3	26-5088
成美(なるみ)医院	賀田山町240-2	28-1323
西川医院	鳥居本町1732	22-3887
橋本医院	上西川町385	43-2207
馬場医院	高宮町3020	28-3360
はやし婦人クリニック	竹ヶ鼻町658	26-0528
ひまわり診療所	平田町230-10	27-2473
松本医院	日夏町3662	28-0633
宮下内科医院	芹橋二丁目9-56	22-0383
安澤内科診療所	高宮町2290	22-0954
山崎外科	河原三丁目1-20	22-1888
山下医院	後三条町649	24-5290
横野医院	大藪町2035-4	24-1515
彦根中央病院	西今町421	23-1211
友仁山崎病院	竹ヶ鼻町80	23-1800
豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12	35-3001
彦根市立病院	八坂町1882	22-6050

相談

※いずれも無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
相続手続相談	10月10日(金) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	相続に関する手続き(遺言書の作成、遺産分割に関することなど)についての相談 滋賀県行政書士会彦根支部 ☎22-2469 (近藤方)
こころの健康相談 一般相談	10月10日(金) 13:30~16:30	彦根保健所 ☎22-1770	こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします(予約制)
農の匠相談	10月10日(金) 15:00~17:00		農の匠が、季節ごとの作業のポイントをお伝えします(予約制) ※今月の作業=ワラ細工(えび)、菊の固形肥料作り、三色おはぎ
結婚相談	10月15日(水) 13:00~16:00	グリーンピアひこね ☎25-3909	農家対象(予約制)
営農相談	10月16日(木) 18:00~20:00		農業技術(水稲・野菜・果樹等)に関すること、農業経営に関すること、営農企画に関すること、農地に関すること(予約制)
園芸相談	10月20日(月) 13:00~16:00		花(草花・球根・宿根草など)の育て方や管理(予約制)
法律相談	10月16日(木) 9:00~12:00 10月21日(火) 13:00~16:00	湖東合同庁舎(旧彦根県事務所) 市民相談室(市役所1階)	電話による予約制(受付は、10月14日(水)午前8:30から先着6人) 園民相談室 ☎077-528-3046 電話による予約制(受付は、10月15日(水)午前8:30から先着6人) 市民広聴室 ☎22-1411 (内線101)
人権相談	10月15日(水) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 人権政策課 ☎22-1411 (内線373)
障害者相談	10月15日(水) 13:30~15:30	障害者福祉センター	県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加などに関する相談 障害福祉課 ☎27-9981、FAX26-1767
スポーツ相談	10月13日(月・祝) 9:30~16:00	市民体育センター (第2競技場)	体力測定とコンピュータによる総合評価 (体育館シューズ持参・体操のできる服装でお越しください) 申込方法:当日、15:00までに受付してください 教育委員会保健体育課 ☎22-8871、FAX23-9190
司法書士 無料法律相談	10月18日(土) 9:30~12:30	彦根勤労福祉会館 2階研修室	サラ金、クレジット、少額裁判関係などの法律相談 前日までに電話で予約してください 滋賀県司法書士会事務局 ☎077-525-1093
登記 表示登記相談	10月17日(金) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 市民広聴室 ☎22-1411 (内線101)
巡回家庭児童相談	10月23日(木) 13:30~16:00	鳥居本地区公民館	家庭における子育て、心配ごとの相談 児童家庭課 ☎23-9590
就労相談	毎週水曜日、 第2・第4木曜日 9:00~16:00	ひこね燦ばれず	内職に関する相談、Uターン希望者の就労支援など ひこね燦ばれず ☎26-7272
男女共同参画 ウイズ相談室 (総合相談)	毎週水・木・金曜日、 13:00~16:00 (ただし10月は8日から)	男女共同参画センターウイズ (旧・働く婦人の家)	女性、男性を問わず、仕事や家庭、人間関係などに関するさまざまな悩みの相談に応じます。このウイズ相談室での相談内容によっては、専門相談(法律相談、臨床心理士による女性・男性の悩み相談)であらためてご相談いただきます。 相談専用ダイヤル ☎21-5757

日曜納税相談

☎納税推進室では、仕事などで平日お忙しい皆さんのために、毎月1回「日曜納税相談窓口」を設けて、納付や納税についての相談を受け付けています。10月は次のとおりです。どうぞご利用ください。

日時 10月19日(日)10:00~16:00
場所 ☎納税推進室(市役所2階)
問い合わせ先 同室 ☎22-1411(内線210)
FAX22-1398

行政相談をご利用ください

行政相談週間10月20日~26日

国、県、市町村や公庫、公団などの仕事に関する苦情や要望についての相談は、行政相談をご利用ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。難しい手続きもありません。なお、行政相談は、滋賀行政評価事務所 ☎077-523-1100 (FAX共用)でも受け付けています。

彦根市では、毎月第2月曜日(祝日や振替休日の場合は除く)の定例行政相談(市役所1階・市民相談室)のほか、10月には行政相談週間行事として、次のとおり巡回相談を行います。

10月14日(火) 13:00~15:00 河瀬出張所
10月28日(火) 13:00~15:00 稲枝支所

一日合同行政相談
大津地方務局彦根支局、大阪国税局税務相談室大津分室、滋賀県湖東地域振興局、民生委員児童委員、彦根市担当行政相談員、滋賀行政評価事務所、弁護士、彦根市などによる合同行政相談。

日時 10月22日(水)13:00~15:30
場所 アルプラザ彦根6階特設会場
弁護士への相談は予約が必要です。10月15日(水)9:00から、滋賀行政評価事務所 ☎077-523-1100で受け付けます。先着5人まで。
問い合わせ先 ☎市民広聴室 ☎22-1411 (内線101) FAX22-1398



健康管理だより

☎健康管理課

(平田町・福祉保健センター1階)

☎24-0816

FAX24-5870



☎健康管理課の
マスコットキャラクター
“ひんかんくん”

10か月に なりました



辻
あ
か
り
ち
ゃ
ん
(清崎町)



平
井
直
純
ち
ゃ
ん
(高宮町)



上
田
雅
心
ち
ゃ
ん
(西今町)

予 防 接 種

ー 日 本 脳 炎 (1期) ー

福祉保健センターで実施していた日本脳炎(1期)集団接種は、9月末で終了しました。今後は、個別接種のみとなります。次の対象児は、医療機関に予約してから受けてください。

なお、来年度以降も、引き続き個別接種のみとなります。

対象児 接種当日3歳以上7歳6か月未満の児(従来は平成11年8月以後の出生児が個別接種の対象になっていましたが、10月からは生年月日に関係なく、上記年齢の児が個別接種の対象になります)

実施時期 10月1日(水)～(年間を通して実施)
接種方法 初回:1～4週の間隔で2回接種
追加:1期初回2回目接種日から1年後に1回接種

費用 無料

※集団接種で1回しか接種できなかった児や追加が受けられていない児についても、残りの接種は個別接種となります。
※市内の日本脳炎指定医療機関で受けられます。指定医療機関については、5月15日号をご覧ください。また、10月15日号にも掲載予定です。不明な点は、☎健康管理課にお問い合わせください。

ー ポ リ オ ー

日程・対象

実施日	対 象
10月22日(水)	平成14年(2002)6月以前の出生児で、服用当日7歳6か月未満児のうち、2回服用していない児
10月27日(月)	平成14年7月・8月の出生児
10月28日(火)	平成14年9月・10月の出生児
10月29日(水)	平成14年11月・12月の出生児
10月31日(金)	平成15年1月・2月の出生児
11月4日(火)	平成15年3月・4月の出生児
11月6日(水)	平成15年5月・6月の出生児
11月25日(火)	上記日程で服用できなかった児

受け方

●6週間以上の間隔をあけて2回服用
時 間 13:10～14:10
場 所 福祉保健センター
※できるだけ対象となる日にお越しください。
※対象年齢は7歳6か月未満となっておりますが、できるだけ1歳6か月までに2回服用するようにしてください。
※下痢のときには服用を避けてください。

ご協力ください

複十字シール運動

結核予防思想の普及と結核予防事業の推進のため、「複十字シール運動」が全国的に推進されます。この運動は、結核、肺がん、その他の呼吸器疾患をなくし、健康で明るい社会を作るための募金活動です。ご協力をお願いします。
募金額 封筒(3枚)・シール(6枚)1組200円
市への申込期間 10月1日(水)～同31日(金)
申込方法 ☎健康管理課(平田町・福祉保健センター1階)、☎保険年金課(市役所1階⑥番窓口)、支所・各出張所で募金と引き替えに複十字封筒・シールのセットをお渡しします。



健康管理だより



集 団 が ん 検 診

最終の日程です

☆事前に電話またはファックスで申し込んでください。

☎健康管理課☎24-0816、FAX24-5870

☆市が実施する各がん検診の受診回数は、年間1人1回です。

ー 胃 が ん ・ 大 腸 が ん セ ッ ト ー

どちらか一方だけの検診も受けられます

日程・場所

11月5日(水) 福祉保健センター

11月13日(水) 福祉保健センター

受付時間

① 9:00～10:00

② 10:00～10:30 (胃のみ受診の人)

③ 10:30～11:30

対象(定員) 40歳以上の人(45人)

(予約制。先着順に受け付け、定員になりしだい締め切ります。)

検 診 料 胃 が ん 検 診 …… 900円

大腸がん検診 …… 500円

予約受付 10月1日(水)から

※胃がん検診は、胃・十二指腸の術後者、治療中の人を受診できません。

※大腸がん検診は、痔(い)があり出血している人、生理中の人を受診できません。

※大腸ポリープなどで治療中や経過観察中の方は、大腸がん検診の受診は避けてください。

ー 子宮がん・乳がんセット ー

どちらか一方だけの検診も受けられます

日時(定員)・場所

10月30日(水) 13:30～14:30 (50人)

福祉保健センター

11月11日(火) 13:30～14:30 (50人)

東地区公民館

11月18日(火) 13:30～14:30 (50人)

鳥居本地区公民館

11月21日(金) 9:30～10:30 (50人)

福祉保健センター

11月27日(水) 13:30～14:30 (50人)

福祉保健センター

対 象 30歳以上の女性

(予約制。先着順に受け付け、定員になりしだい締め切ります。)

検 診 料 子宮がん検診 …… 700円

乳 が ん 検 診 …… 300円

予約受付 10月1日(水)から

※子宮がん・乳がん検診は、市内の医療機関でも実施しています。検診料(子宮がん:1,400円、乳がん:800円)を持って、☎健康管理課、☎市民課、支所・各出張所へお越しください。

※子宮がん検診は、生理中、生理の前後2～3日は避けてください。

※乳がん検診は、授乳している時期、生理中、生理の前1週間は避けるほうが望ましいです。(触診でわかりにくいことがあるため)



市民健康診査 がん検診 次の人は検(健)診料が無料になります

- (ア) (老人保健法) 医療受給者証または高齢受給者証のある人(発効期日前のものは無効となりますのでご注意ください) → 検診当日にお持ちください。
 - (イ) 生活保護法による被保護世帯の人
 - (ウ) 市民税非課税世帯の人
- 必ず事前に☎健康管理課に連絡してください。

神経芽細胞腫検査を休止します

神経芽細胞腫は、小児のおなかの中に発生する小児がんの一種です。これまで、早期発見を図るために、全国のすべての乳児を対象に、神経芽細胞腫検査が行われてきました。しかし、近年のさまざまな研究や調査の結果、
・乳児の神経芽細胞腫が他のがんと異なり、がんが自然に小さくなって消えてしまうことがある。
・この検査のおかげで、神経芽細胞腫によって亡くなる子どもが減少しているかどうかは、はっきり言えない。
などが分かってきました。
このことから、厚生労働省において神経芽細胞腫治療の専門家などにより検討がなされ、いったん休止することが適切であるとの結果がまとめられました。このため、

現在の生後6か月児に実施している神経芽細胞腫検査事業は、休止されることとなりました。
滋賀県でも、これまで神経芽細胞腫検査を行ってきましたが、これを受けて休止することとします。4か月健診で配布した、神経芽細胞腫検査用のセット(尿の採取セット)を現在お持ちの人で、検査を希望しない人は、提出していただく必要はありません。各自で廃棄してください。
なお、既に検査セットにより尿を提出された人と、現在検査セットを持っている人で、検査を希望される人は、平成16年3月末までは検査を実施します。
問い合わせ先 ☎健康管理課☎24-0816、FAX24-5870、☎健康づくり推進室☎077-528-3615

ら くら 禁煙相談

禁煙に対する不安や疑問を取り除き、効果的な禁煙方法をアドバイスします。
日 時 10月8日(水) 9:00～11:40
場 所 福祉保健センター
定 員 6人(予約制。先着順に受け付け、定員になりしだい締め切ります。)
内 容
●呼気中の一酸化炭素濃度測定による肺の中の汚れ度をチェック
●検尿による尿中ニコチン濃度測定でニコチン依存度をチェック
●禁煙の疑問やノウハウ等についての個別相談(1人30分程度)

献 血

ー 成 分 献 血 ー

成分献血は、血しょうや血小板といった特定の成分だけを採取し、体内で回復に時間のかかる赤血球は再び体内に戻す方法です。そのため、体への負担も軽くてすみます。
日 時 11月6日(水) 10:00、11:00、13:00、14:00、15:00
(各4人ずつ、計20人)
場 所 福祉保健センター
※予約制です。10月29日(水)までに☎健康管理課へ申し込んでください。

第51回 小江戸彦根の城まつり

彦根いい秋 散策プラン

期間 10月1日(水)～11月3日(月)
ガイドブックを持って散策すれば、市内の観光施設・社寺・協賛店で、割引や優待が受けられます。ガイドブックは、市内の名所や旧跡を巡るスタンブラーのスタンプ帳を兼ねています。また、時代衣装を着て城周辺を散策する変身体験もあります。

ガイドブック設置場所 彦根市観光案内所(彦根駅前) (社)彦根観光協会事務所 彦根城表門事務所 彦根商工会議所 (有)観光課 市役所3階(支所・各出張所)

彦根大菊花展

期間 10月14日(火)～11月14日(金)
場所 護国神社境内(尾末町)

稚児行列、奉告祭

日時 10月26日(日)午前9時40分～同10時40分
場所 いろは松・金亀児童公園

小江戸彦根のにぎわい市

日時 10月31日(金)～11月3日(月)午前10時～午後5時(最終日は午後4時まで)
場所 市民会館前駐車場横の空壕
フリーマーケットを中心に、彦根の味覚やさまじまなりサイクル用品 植木・生花などを商います。

交流都市と彦根の観光と物産展

日時 10月31日(金)～11月3日(月)午前10時～午後5時(最終日は午後4時まで)
場所 市民会館前駐車場

小江戸彦根の城まつり実行委員会

☎観光課 ☎221411 番内線333番 FAX ☎221398
☎彦根観光協会 ☎230001 番 FAX ☎261919 番
☎彦根商工会議所 ☎24551 番 FAX ☎262730 番

小江戸彦根ちやかばん「彦根城大絵巻」

日時 11月1日(土)午前10時～午後4時
場所 彦根城内玄宮園

ちやかばんとは、井伊直弼が好んだ茶道(茶)・和歌(歌)・能楽(ぼん)・鼓(音)のこと。風雅をこよなく愛した直弼にちなみ、時代衣装をまとった市民によるお城の案内などのパフォーマンスや船での回遊、茶店などのイベントが繰り広げられます。

顕彰式

日時 11月3日(祝) 午前10時30分
場所 彦根駅前(井伊直政公銅像前)

小江戸彦根の城まつりパレード

日時 11月3日(祝) 午後1時～同3時30分
場所 彦根城周辺

「こ存じ」城まつりのメインイベント。子どもたちによる大名行列や風俗行列、井伊の赤鬼家臣団列などが、城下を練り歩きます。



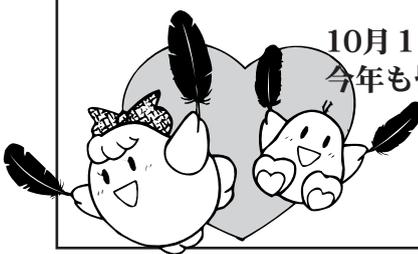
赤い羽根共同募金

10月1日(水)～12月25日(木)

今年も皆様のご協力をお願いします

滋賀県共同募金会彦根支会
問い合わせ先

彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821



表紙のことば

おくやまふみお
奥山二三男さん(清崎町)

荒神山の東、山崎山の北にある西清崎の集落から荒神山に入り、100mほど行ったところの高さ約2mの巨岩、蛇岩があります。その名が示すように蛇の頭の部分をつくりのかたちをしていて、昔から荒神山の象徴とも言える霊験あらたかな岩です。周囲が雑木で覆われていて遠目には分からず、近くまで行かないと見えないので、地元以外では知る人は少ないと思います。

荒神山神社に伝わる古文書には、大日如来が天竺(インド)から荒神山に飛来したときに、乗っていた大蛇が大岩になったと記されていて、今も地元住民によって大切に守られています。

今は、山には入る人も少なくなりましたが、興味のある人は訪れてみてはいかがでしょうか。



奥山さん(荒神山神社境内で)

あなたの好きな彦根の表情を表紙を通じて紹介してください。写真をお持ちでない場合は、☎情報政策課広報係で撮影します。☎22-1411(内線431)へ気軽に連絡してください。